

優秀技能者表彰規定

(目 的)

第 1 条 この規定は、同一職種に永く、かつ、企業における勤務成績優秀な技能者を表彰することにより、その技能を高く評価し、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、技能者の地位の向上を図ることを目的とする。

(表彰及び被表彰者)

第 2 条 表彰は、胆振地方技能尊重運動推進協議会長（以下会長と云う）が、表彰日現在、胆振支庁管内の事業所に勤務（事業を営むものを含む）し、技能職に従事している者であって、次の各号全てに該当する者の中から選考して行ない、受彰者数は概ね50名以内とする。

- （1）同一技能職種に20年以上の実務経験を有し、満40歳以上の者。
- （2）技能が極めて優れており、他の技能者の模範と認められる者。
- （3）技能を通じて作業の改善に努力し、生産性の向上に貢献した者。
- （4）技能を通じて後進の指導に努力し、業界並びに産業の発展に寄与した者。
- （5）前各号によるほか、会長が特に認めた者。

(表 彰 方 法)

第 3 条 表彰は、年一回表彰状を授与して行なうものとする。

(被表彰候補者の選定)

第 4 条 表彰を受ける者は、本会会員団体が推薦した者のうちから、会長が選定する。

2. 会長は、前号の選定を行なうに当ってはこれが公平かつ適切に行なうために、表彰候補者選考委員会の意見を聞くものとする。
3. 会長は、表彰候補者選考委員に学識経験者を以って当てるものとする。

第 5 条 表彰の実施について必要な細目は別に定める。

(附 則)

この規定は、昭和43年11月15日から施行する。

この規定は、平成16年 4月 1日から施行する。